

# 役場からの便り

## 「林野火災注意報・警報」の運用が始まりました

問 住民生活課 ☎53・2112

岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災（令和7年2月26日発生）を受けて、令和8年1月1日から林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報・警報」の運用が始まりました。「林野火災注意報」及び「林野火災警報」の発令基準については下記のとおりです。

◆発令の期間 1月1日から5月31日まで

### ◆林野火災注意報の発令基準

下記の（1）又は（2）のいずれかの条件に該当する場合

- （1）前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
- （2）前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表

### ◆林野火災警報の基準

林野火災注意報の発令に加え、強風注意報が発表された場合

◆林野火災注意報・警報が発令された場合、火災予防条例第29条の規定により、下記のとおり「火の使用の制限」がかかりますのでご注意ください。

- 1 山林、原野等において火入れをしないこと
- 2 煙火を消費しないこと
- 3 屋外において火遊び又は、たき火をしないこと
- 4 屋外において、引火性又は爆発性の物品、その他可燃物の付近で喫煙をしないこと
- 5 山林、原野等の場所において喫煙をしないこと
- 6 残火（たばこの吸い殻を含む）、取灰又は火粉を始末すること

「火の使用の制限」に該当しないもの

- 七輪やバーベキュー台での火の使用  
※四方が囲われていないバーベキュー台での火の使用や囲いを超えて火が上がるものは不可
- ガスコンロなど火の粉が飛ばない器具を使う行為

### ◆林野火災注意報・警報発令時の情報取得について

- ・開庁時（平日）に「林野火災警報」が発令された場合は、防災無線等により周知広報を行います。
- ・閉庁時（休日・祝祭日）には、白河消防本部ホームページにて確認ができます。

### 罰則について 林野火災注意報・警報発令時「火の使用の制限」に従わなかった場合

林野火災注意報は林野火災警報発令の前段階に位置付けられ、罰則を伴わない努力義務が課せられます。林野火災警報は「火の使用の制限」に違反した者に対して、30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。（消防法第44条）

“環境にやさしいものづくり”



ISO9001、ISO14001、ISO13485、IATF16949取得

## 創造と挑戦 の企業集団

「お客様第一」に徹し  
更に高い技術と  
品質向上を  
目指します。

証券コード No.5162  
**株式会社 朝日ラバー**

代表取締役社長 渡邊 陽一郎

福島工場 / 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字坊頭窪1番地  
☎0248-53-3491・FAX0248-53-3493  
第二福島工場 / 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字山崎山1番地3  
☎0248-54-1618・FAX0248-54-1619  
白河工場 / 福島県白河市菅根月ノ入1番地21  
☎0248-21-1401・FAX0248-21-1404  
白河第二工場 / 福島県白河市菅根月ノ入1番地21  
☎0248-28-5061・FAX0248-28-5064  
本社 / 埼玉県さいたま市大宮区土手町2丁目7番2  
☎048-650-6051・FAX048-650-5201  
<https://www.asahi-rubber.co.jp/>

## マイナンバーカードのお手続きには予約が必要です 問 住民生活課 ☎53・2112

マイナンバーカードに関係するすべてのお手続き（受取、更新、新規作成、暗証番号の再設定、ロックの解除、保険証との紐づけ等）には必ず予約が必要です。窓口の混雑緩和と待ち時間短縮のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

◆予約可能な日程 平日 8時30分～正午、13時～16時30分

※平日延長窓口や日曜日窓口の一部日程に限り、マイナンバーのお手続きが可能です。最新の日程については泉崎村ホームページ又はお電話にてお問い合わせください。

◆予約方法

・泉崎村公式LINE LINE ID「@izumizaki」で検索

・電話予約 泉崎村役場 住民生活課 ☎53・2112

※ご予約の際に、手続き内容・人数・来庁日時を確認いたします。予めご準備ください。

## コンビニ交付サービス利用停止のお知らせ 問 住民生活課 ☎53・2112

コンビニ交付サーバリプレース作業のため、下記の期間、コンビニ交付サービスが利用停止となります。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくをお願いいたします。

◆利用停止期間 令和8年2月27日（金）17:30～3月12日（木）終日

# もっと知りたい!いずみざき文化財



### ～国指定史跡 白河官衙遺跡群 関和久官衙遺跡～

関和久官衙遺跡は、今から約1,300年前から250年間にわたって、古代白河郡（現在の福島県南地方と石川町の一部）を統治していた白河郡役所跡です。昭和47年から10年間におよぶ調査の結果、正倉院や館院とよばれる役所施設の一部が見つかりました。

実は調査をさかのぼること数十年前の大正時代から古瓦とよばれる模様の入った瓦が見つかる地域として

注目をされていた場所でした。古瓦は役所のような建物にしか使われなかったものなので、これが見つかる場所には、役所跡やそれに関連する遺跡があると考えられています。それを証明するために発掘調査が行われました。

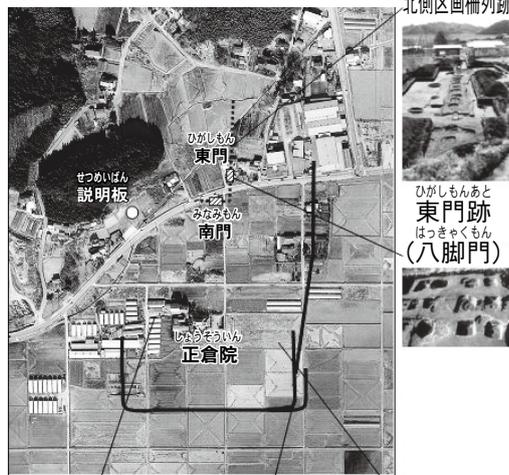
発掘調査は、遺跡全体の1割にも満たない範囲しか行われていないので、今後の調査で新たな発見が期待されています。



関和久官衙遺跡の一部



古代白河郡役所と関連施設の復元図



北側区画柵列跡

東門跡  
（八脚門）



昭和48年出土焼米 正倉院区画大溝コーナー 建物柱痕跡 (SB01・02・03)

## 冬期の水道利用について

☎建設水道課 ☎53・2114

水道管の凍結しやすい時期を迎えました。万が一凍結してしまった場合は、下記の業者へご相談ください。

### ～冬期の水道管のお手入れ～

- ・水抜きハンドルを回して水を止め、蛇口を1か所（風呂場等がベスト）開け、水道管内の水を完全に抜いておく。
- ・風呂のボイラー等に風よけがついていない場合は、周りを板等で囲っておく。
- ・水道管が凍ってしまった場合、該当箇所付近にお湯をかければ直る場合があるので、非常用に水をバケツ等に汲んでおく。

### ～建設水道課からのお願い～

水道の量水器（メーターボックス）の上には物を置かないようにし、周りはきれいな状態を保つようお願いします。

### 《指定給水装置工事事業者リスト》

事業者名	住 所	電話番号
(有) ウ ナ ガ ミ	泉崎字寺前61	53・2171
(株) 兼 千	関和久字瀬知房5	54・1101
木 戸 設 備	関和久字漆久保6	53・3268
草 野 設 備	踏瀬字長峯50	53・2267
さかもとサービス	泉崎字長峯1	53・2075
(有)ドルフィン	踏瀬字長峯79-2	29・8925

(50音順)

## 除雪作業にご協力ください

☎建設水道課 ☎53・2114

村では生活路の交通の確保のため、村道の除雪を行います。除雪作業をスムーズに行うためには、村民の皆さんのご理解とご協力が欠かせません。ルールとマナーを守り、冬期間を安全・快適に過ごしましょう。

### 除雪作業をスムーズに行うために次の事項にご協力ください。

#### ◆路上駐車や公共施設への夜間駐車はやめてください。

路上に車両があると、除雪を中断しなければなりません。緊急車両の通行の妨げにもなりますのでやめましょう。

また、公共施設への夜間駐車も除雪作業の妨げになりますので、駐車しないでください。

#### ◆敷地内の垣根等の剪定をお願いします。

垣根や立木の枝が除雪車の通行に支障をきたす場合があります。伸びた枝は切り落とすなどしてください。

緊急を要する場合は村で切り落とす場合がありますので、ご了承ください。

#### ◆出入口の除雪は各ご家庭でお願いします。

除雪作業は限られた時間で広範囲に行うため、除雪した雪が皆さんの家の出入口をふ

さいでしまうことがあります。各ご家庭の出入口付近の除雪にご協

力をお願いします。



また、道路脇の私物等で支障になるものは降雪前に必ず撤去してください。

#### ◆道路への雪出しは禁止です。

除雪した道路に雪を出してしまうと、道路が凸凹になり事故につながります。道路は雪の捨て場ではありません。道路に雪を出すのはやめましょう。

#### ◆除雪作業が遅れる場合があります。

除雪作業はできるだけ早い時間に行うよう努めていますが、積雪状況や道路状況等により遅れる場合があります。



また、除雪は主要村道や通学路等の生活路から始まりますので、地区により進度が異なります。ご了承ください。

#### 《除雪に関する問い合わせ》

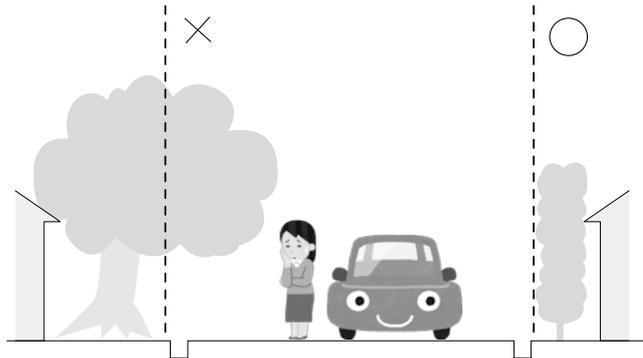
- ・村道: 村役場建設水道課  
☎0248・53・2114
- ・県道: 福島県南建設事務所  
☎0248・23・1631(平日)  
☎0248・23・1525(夜間・休日)
- ・国道: 郡山国道事務所郡山維持出張所  
☎024・932・4486

樹木や生垣等の伐採・剪定をして適切な管理をお願いします。

車道に樹木や生垣等が張り出していると通行に支障となるだけでなく、《交通障害》を引き起こす場合があります。

樹木や生垣等が道路にはみ出していることが原因で事故等が発生した場合、所有者の方が《損害賠償責任》を問われることがあります。（民法第717条・道路法第43条）

道路での事故防止のためにも、樹木や生垣等の所有者の皆様には伐採・剪定等の適切な管理をしていただくようお願いいたします。（民法第233条）



左側の樹木は道路に干渉し、歩行者、車両等の交通を妨げる可能性があります。このことが原因で事故が起きた場合、樹木の所有者の方が責任を問われる場合があります。

交通を妨げ、事故の原因をつくらないためにも、右側の樹木のように伐採・剪定等を行うようお願いします。

## 第20回いずみざき桜ウォーク開催決定！

第20回いずみざき桜ウォークを開催いたします。村の天然記念物に指定されている樹齢230年の昌建寺の枝垂れ桜や、泉崎村全域に咲き乱れる桜並木を巡るいずみざき桜ウォーク！今年も見どころ、食のおもてなし、お楽しみ要素いっぱい皆様のお越しをお待ちしておりますので、ぜひご参加ください。

### ◆開催日

令和8年4月11日（土）小雨決行  
※悪天候の場合は12日（日）に順延

### ◆参加費

高校生以上500円、中学生以下無料

### ◆定員

先着800名様（申込制・先着順）

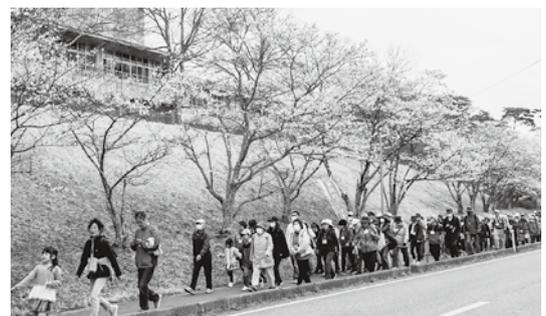
### ◆申込方法

以下のいずれかの方法でお申し込みください。

- ・LINE 泉崎村公式LINEからお申し込みください。
- ・WEB LINEを利用せずにお申し込みができます。
- ・FAX 0248・53・2958
- ・申込書 必要事項をご記入のうえ、産業経済課へ持参又は郵送
- ・電話 産業経済課 ☎53・2430

### ◆申込締切

3月31日（火）※定員になり次第、締め切らせていただきます。  
※申し込みの際は、参加者全員の氏名・年齢・住所・電話番号が必要となります。  
※参加費は、開催日当日に申し受けます。



泉崎村公式LINE  
桜ウォーク参加申込

「申込ありがとうございました！」  
とメッセージが出たら申込完了です。

（いずみざき桜ウォーク実行委員会 ☎53・2430）